



# 山形県公報

令和元年12月13日（金）  
第64号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…775
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…776
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…777
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 山形県民の海・プールの開館時間及び休館日……………（観光立県推進課）…同
- 山形県民の海・プールの利用料金……………（同）…778
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…781
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林ノミクス推進課）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…782
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…783
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………785

### 公 告

- 令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会）…同

## 告 示

### 山形県告示第506号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
えちごやタウン歯科	東根市神町西五丁目2番10号A区画	令和元. 10. 1
エール薬局 駅東口店	米沢市下花沢二丁目5番16-1号	同
あかね薬局	鶴岡市家中新町11番38号	同
エール薬局 ちわら店	鶴岡市茅原字草見鶴48番地	同
エール薬局 鶴岡城北店	鶴岡市城北町26番11号	同
エール薬局 たかはた店	東置賜郡高島町大字福沢南11-4-1	同
さいとう歯科クリニック	新庄市沖の町5-50	同 11. 1
すみれ薬局	鶴岡市桂荒俣字下桂103	同
カワチ薬局 長井店	長井市小出3848-1	同

## 山形県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
しんじょう薬局	新庄市沼田町2番6号	令和元. 8. 31
エール薬局 駅東口店	米沢市下花沢二丁目5番16-1号	同 9. 30
ファーコス薬局 あかね	鶴岡市家中新町11番38号	同
エール薬局 ちわら店	鶴岡市茅原字草見鶴48番地	同
エール薬局 鶴岡城北店	鶴岡市城北町26番11号	同
コスモ調剤薬局 くのもと店	長井市九野本805番地14	同
エール薬局 たかはた店	東置賜郡高島町大字福沢南11-4-1	同
板垣歯科医院	村山市楯岡新町一丁目6番25号	同 10. 17
南陽調剤薬局	南陽市宮内1210番地	同 10. 25

医療法人安耳鼻咽喉科医院	天童市東本町三丁目6番12号	同	11. 1
山 田 薬 局	鶴岡市茅原字草見鶴109	同	11. 30

**山形県告示第508号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所 ロジェおおやま	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	西村山郡河北町谷地字東486番地の1	令和元. 11. 13

**山形県告示第509号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	酒田市穂積字上市神139番地の5	平成31. 4. 30

**山形県告示第510号**

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、11月1日から3月31日までの期間における土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日にあつては、午前11時から午後9時までとする。

## 2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

## 3 適用期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第511号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	6,000円	
			1人22回につき	10,800円	
		パスポートによる利用の場合	1人1年につき	32,000円	
		パスポート（高齢者）による利用の場合	1人1年につき	25,000円	
		パスポート（障がい者等）による利用の場合	1人1年につき	25,000円	
		夏季の利用の場合	1人1回につき	650円	
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	490円	
			高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円
			障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円
			トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	650円
				上記以外の日	590円
			高齢者の利用の場合	1人1回につき	540円
	障がい者等の利用の場合		1人1回につき	540円	
	トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	430円	
高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,500円		
		1人22回につき	6,400円		
	パスポートによる利用の場合	1人1年につき	19,500円		
	夏季の利用の場合	1人1回につき	430円		

		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
		冬季の利用の場合	1人1回につき	290円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 430円	
				上記以外の日 350円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
児童等	回数券による利用の場合		1人11回につき	3,000円	
			1人22回につき	5,600円	
	パスポートによる利用の場合		1人1年につき	15,900円	
	夏季の利用の場合		1人1回につき	320円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
	冬季の利用の場合		1人1回につき	240円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円	
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 320円	
				上記以外の日 290円	
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円	
	団 体	一般	夏季の利用の場合	1人1回につき	520円
			冬季の利用の場合	1人1回につき	490円
高齢者の利用の場合			1人1回につき	440円	
障がい者等の利用の場合			1人1回につき	440円	
トレーニングルームのみの利用の場合			1人1回につき	400円	

	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	520円
			上記以外の日	490円
	高齢者の利用の場合	1人1回につき		440円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		440円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		400円
高校生	夏季の利用の場合	1人1回につき		350円
	冬季の利用の場合	1人1回につき		290円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	350円
			上記以外の日	290円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円
児童等	夏季の利用の場合	1人1回につき		260円
	冬季の利用の場合	1人1回につき		240円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	260円
			上記以外の日	240円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
親子	回数券による利用の場合	1組11回につき		7,900円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1組1回につき	土曜日等	970円
			上記以外の日	790円

## 備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 6 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- 7 この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- 8 この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 適用期間

令和元年10月1日から令和6年3月31日まで

## 山形県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 認可年月日  
令和元年12月3日

## 山形県告示第513号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新庄市大字鳥越字家ノ下188-1、字権現堂1843-5、字沼ノ沢1825-1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字権現堂1843-5（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第514号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字清水字熊高5764番から 同 南山字家ノ下12番9まで	旧	10.0 <small>メートル</small> } 8.8	<small>メートル</small> 43
同 上	新	16.0 <small>メートル</small> } 13.5	同 上

**山形県告示第515号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字熊高5764番から  
同 南山字家ノ下12番9まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月13日

**山形県告示第516号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市山元字五百刈154番から 同 横道52番2まで	旧	14.1 <small>メートル</small> } 13.8	<small>メートル</small> 17
同 上	新	13.1 <small>メートル</small> } 12.0	同 上



山形県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月13日から同月27日まで縦覧に供する。  
令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字中峯68番11から  
同 横道52番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月13日

山形県告示第518号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和元年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	イオン中山支店	南中山一丁目35番40号		を
	イオン石巻支店	石巻市茜平四丁目104番地		

イオン中山支店	南中山一丁目35番40号		に、
---------	--------------	--	----

イオン多賀城支店	仙台市若林区荒井東一丁目6番地の6		を
----------	-------------------	--	---

イオン石巻支店	仙台市若林区荒井東一丁目6番地の6		に改める。
イオン多賀城支店			

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

**教育委員会関係**

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第2号

**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第1項提出すべき書類の欄中第7項を次のように改める。

## 7 戸籍抄本

第3条第1項の表第1の2項提出すべき書類の欄中第4項を次のように改める。

## 4 戸籍抄本

第3条第1項の表第2項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

## 5 戸籍抄本

第3条第1項の表第3項提出すべき書類の欄中第8項を次のように改める。

## 8 戸籍抄本

第3条第1項の表第4項提出すべき書類の欄中第9項を次のように改める。

## 9 戸籍抄本

第3条第1項の表第6項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

## 5 戸籍抄本

第3条第1項の表第7項提出すべき書類の欄中第9項を次のように改める。

## 9 戸籍抄本

第3条第1項の表第10項提出すべき書類の欄中第5項を次のように改める。

## 5 戸籍抄本

第3条第1項の表第11項提出すべき書類の欄中第8項を次のように改める。

## 8 戸籍抄本

第3条第2項第2号中「身元証明書」を「戸籍抄本」に改める。

別記様式第1号、第5号、第12号及び第16号中「第7号」を「第6号」に、

「(3) 成年被後見人又は被保佐人

(4) 禁錮以上の刑に処せられた者

(5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(7) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

「(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年に改める。を経過しない者

(6) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**附 則**

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第47号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,461人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 215,377人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,018人	上山市	8,786人	南陽市	8,857人
米沢市	22,626人	村山市	6,884人	東村山郡	7,249人
鶴岡市	35,790人	長井市・西置賜郡	15,582人	最上郡	11,137人
酒田市・飽海郡	33,221人	天童市	17,270人	東置賜郡	10,870人
新庄市	9,968人	東根市	13,203人	東田川郡	8,084人
寒河江市・西村山郡	22,520人	尾花沢市・北村山郡	6,613人		

**公 告**

令和2年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

令和元年12月13日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 菅 間

裕 晃

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	募集定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	7名

（注） 入学志願に係る詳細については、別記「令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

令和2年1月6日（月）から同月10日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成31年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接（プレゼンテーションを含む）により行う。

(1) 期 日 令和2年1月26日（日）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文 （50分）

ロ 面接 （15分程度）

6 合格発表

令和2年1月29日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。